

## 神戸市立工業高等専門学校組換えDNA実験安全委員会規程

2023年6月1日

規程第14号

(目的)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校組換えDNA実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 安全委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 組換えDNA実験安全主任者
- (2) 実験責任者
- (3) 実験に関係しない教員（若干名）
- (4) 教務主事（研究）
- (5) 事務室総務課長
- (6) 前各号に掲げるもののほか校長が必要と認める者

2 前項第1号から第3号までの委員は、校長が指名する。

3 委員長は、教務主事（研究）をもって充てる。

4 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、事務室総務課長がその職務を代理又は代行する。

(任務)

第3条 安全委員会は、校長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、校長に対して助言又は勧告するものとする。

- (1) 実験に関する例規の制定及び改廃
- (2) 実験計画の遺伝子組換え生物等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、研究開発等に係る遺伝子組換え等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）及び前号の例規に対する適合性
- (3) 実験に係る教育訓練及び健康管理
- (4) 事故発生の際の必要な処置及び改善策
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(任期)

第4条 第2条第1項第1号から第3号まで及び第6号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(議決)

第5条 安全委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(事務処理)

第6条 安全委員会に関する事務は、事務室総務課が処理する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃については、安全委員会で協議する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、安全委員会の運営に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て校長が定める。

附 則

1 この規程は、2023年6月1日から施行する。

- 2 旧神戸市立工業高等専門学校<sup>1</sup>の規程等<sup>2</sup>に関し必要な措置を定める規程（2023年規程第7号）別表の組換えDNA実験安全委員会規程<sup>3</sup>の項を削る。